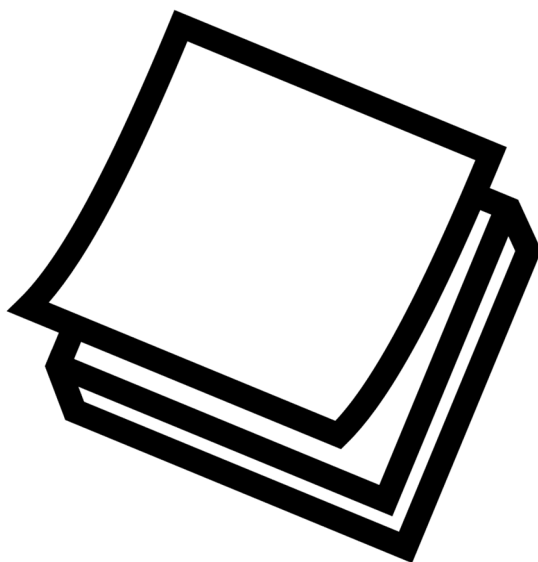


# 施工体制台帳作成のポイント



令和6年4月改定

札幌市財政局管財部工事管理室

## 1 施工体制台帳について

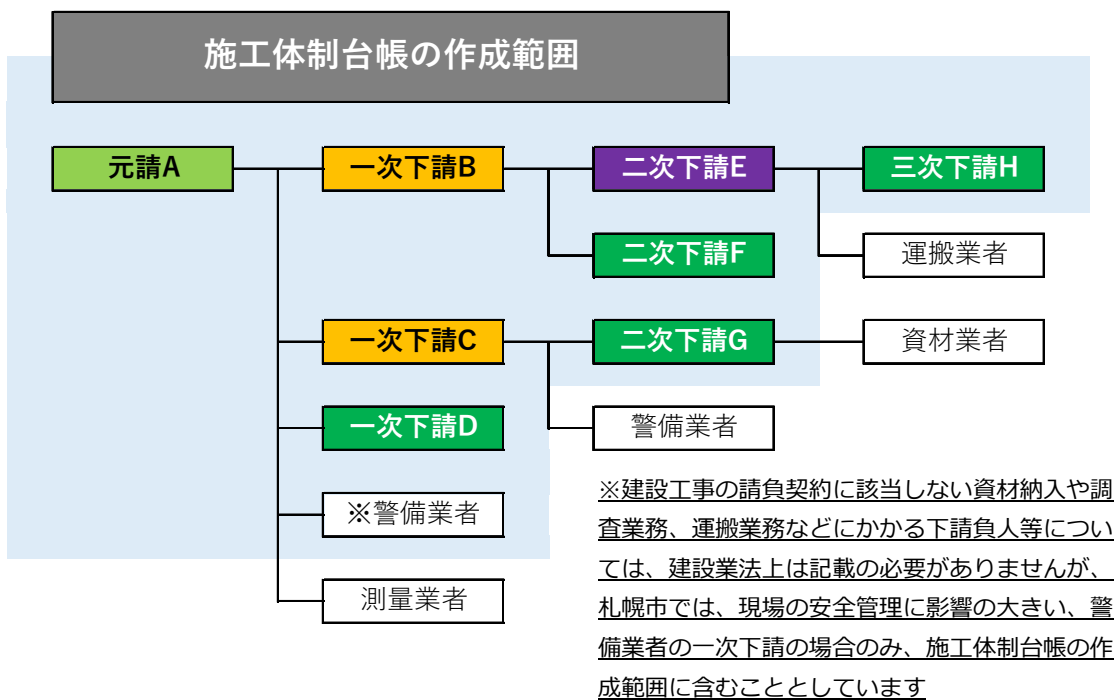
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請業者は、その工事を施工するに際して締結した下請契約の総額※が4,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上になる場合、施工体制台帳と施工体系図の作成が義務付けられています。（建設業法第24条の8）

※建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

公共工事については、入札契約適正化法の規定により、下請契約の額にかかわらず、台帳作成が必要です。また、作成した台帳の写しは、発注者への提出が義務付けられています。（入契法第15条）

## 2 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指します。一次下請だけではなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。



一次下請業者に対し施工体制作成対象工事である旨を通知



二次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出



三次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し再下請負通知書を提出



施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請負通知書の提出義務なし（再下請負していないため）

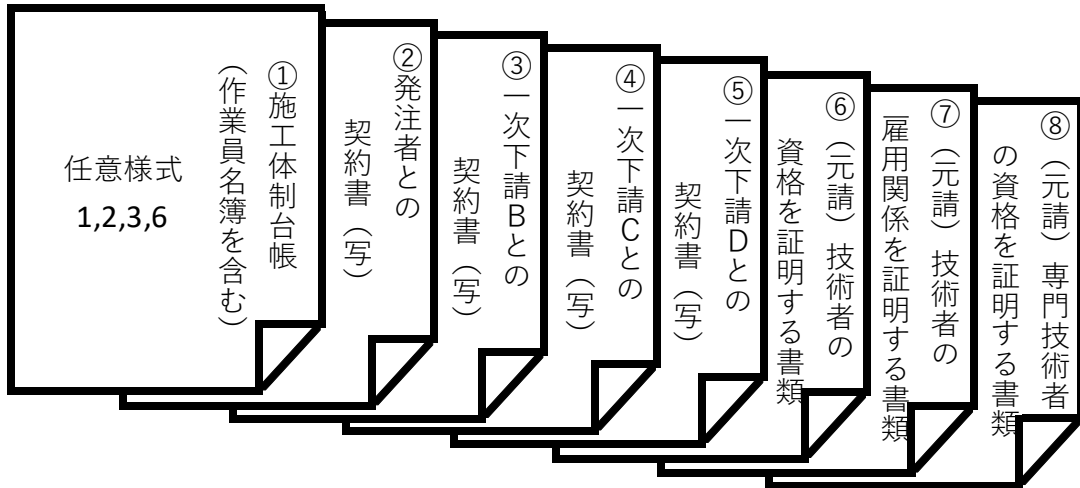
### 3 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類



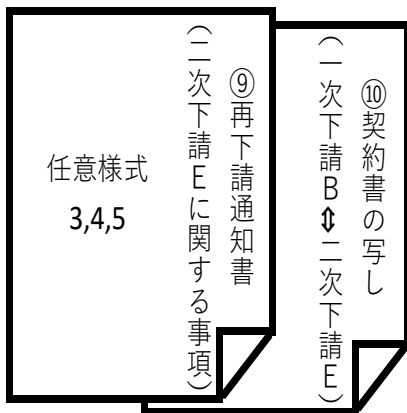
①と②を合わせた全体で  
施工体制台帳となる

#### 【元請 A 作成分】

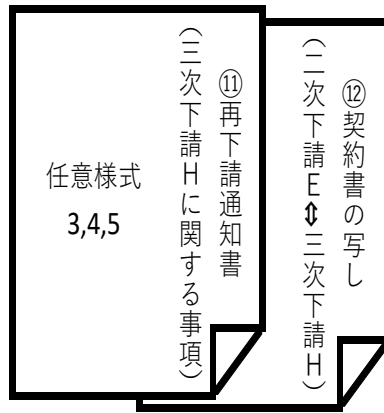


#### 【一次下請 B 関係】

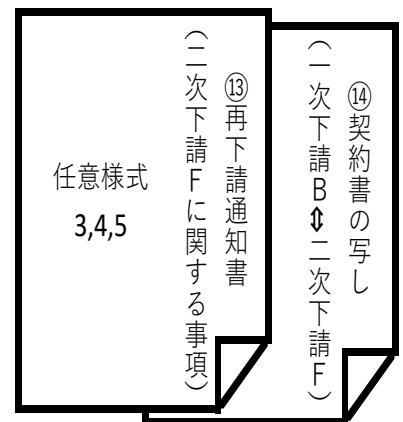
○一次下請 B 作成分  
(二次下請 E)



○二次下請 E 作成分  
(三次下請 H)

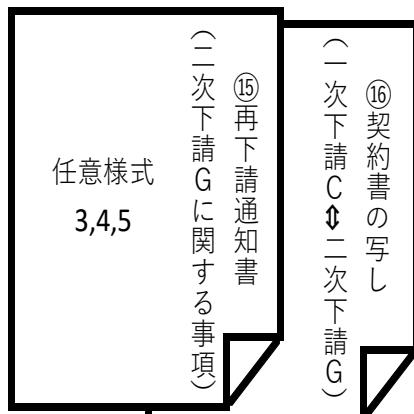


○一次下請 B 作成分  
(二次下請 F)



#### 【一次下請 C 関係】

○一次下請 C 作成分 (二次下請 G)



『施工体制台帳の作成範囲』に記載されている、一次下請 D、二次下請 F、二次下請 G、三次下請 H については、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務はありません。

#### 4 施工体制台帳の記載内容

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、健康保険等の加入状況、外国人建設就労者の従事状況等を記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2第1項)

##### 【元請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容(※すべての許可業種)
- 健康保険等の加入状況
- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約内容(発注者の商号、契約年月日等)
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 外国人材の従事状況
- 従事する者の氏名等

##### 【一次下請負人に関する事項】

- 商号・住所
- 施工に必要な建設業許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 下請契約した工事の名称・内容・工期・締結年月日
- 注文者(元請負人)が置く監督員の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 外国人材の従事状況
- 従事する者の氏名等

#### 5 施工体制台帳の添付書類

(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 元請負人が一次下請負人との間で締結した契約書の写し  
(注文書・注文請書及び基本契約約款等の写し)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面  
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の写しに限る
- 監理技術者補佐を置くときは、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格を証明できるものの写し(国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)
- 監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し  
(健康保険証等の写し)

## 6 再下請通知書の提出について

施工体制台帳等の作成建設業者は、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに、工事現場内に掲示しなければなりません。（建設業法施行規則第14条の3）

施工体制台帳の作成対象工事であることを、工事関係者に周知しましょう。

下請に工事を発注する際は、元請業者の名称と再下請負通知が必要な旨を記載した書面を通知します。

### 【下請業者への書面通知例（参考）】

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

### 【現場への掲示文例（参考）】

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設（株）

## 7 再下請通知を行うべき事項

(建設業法施行規則第 14 条の 4)

【再下請負通知人に関する事項（自社に関する事項）】

- 商号・住所
- 施工に必要な建設業許可業種
- 請け負った工事の名称
- 注文者の商号
- 注文者と下請契約を締結した年月日
- 健康保険等の加入状況
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別（再下請負通知人）
- 外国人材の従事状況
- 従事する者の氏名等

【再下請負人に関する事項】

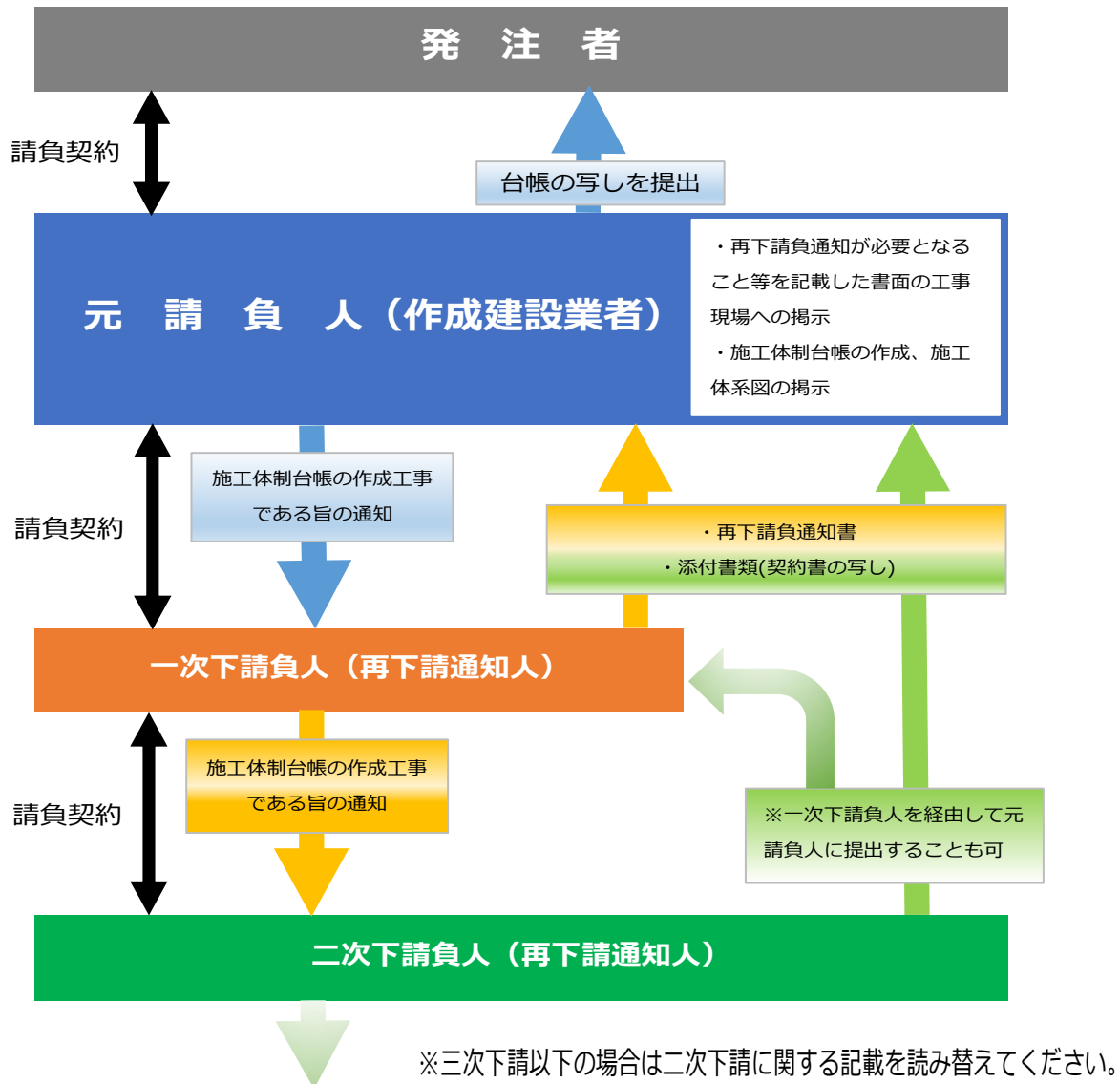
- 施工に必要な建設業許可業種
- 下請契約した工事内容
- 健康保険等の加入状況
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別（再下請負人）
- 外国人材の従事状況
- 従事する者の氏名等

## 8 再下請通知書の添付書類

(建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項)

- 再下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約約款等の写し）
- ※ 法令上の義務はないが添付することが望ましい書類
  - ・ 下請負人の建設業許可通知書の写し
  - ・ 下請負人の主任技術者の資格を有することを証する書面
  - ・ 下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し

## 9 施工体制台帳の作成手順



### ○元請負業者の役割

- ・一次下請負人に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知
- ・工事現場の見やすい場所に「施工体制台帳作成工事」である旨が記載された書面の掲示
- ・下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づいて施工体制台帳と施工体系図を整備

### ○一次下請負人の役割（二次下請を締結した場合）

- ・元請負人（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出
- ・二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

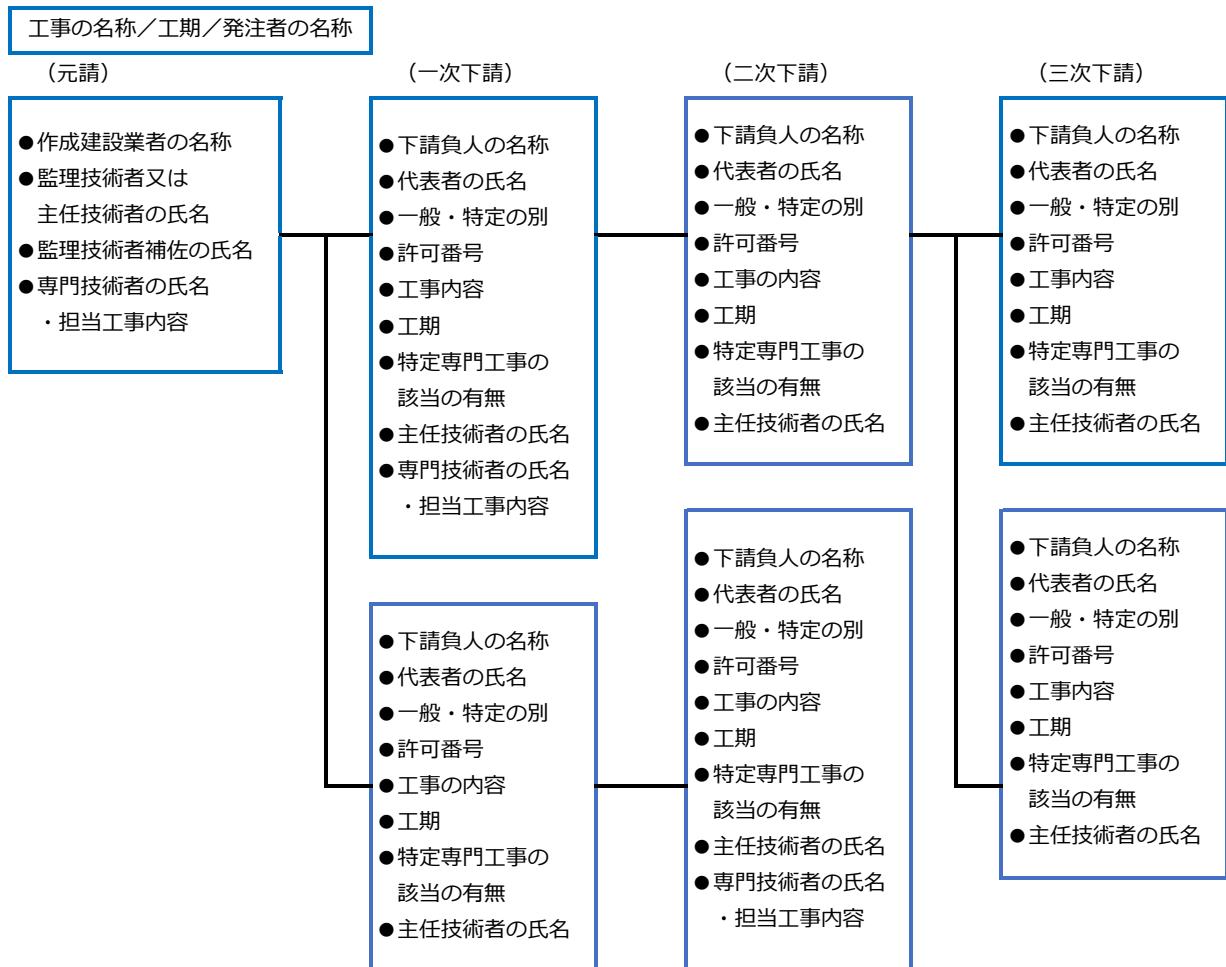
### ○二次下請負人の役割（三次下請を締結した場合）

- ・元請負人（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出（一次下請負人経由可）
- ・三次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

## 10 施工体系図について

施工体制台帳の作成対象工事では、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように、施工体制台帳をもとに樹上図等の形で示す「施工体系図」を作成し、掲示しなければなりません。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。（建設業法施行規則第14条の6）

### 【施工体系図のイメージ】



注1) 下請負に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。したがって、工事の進行により表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図を変更してください。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、特定専門工事に該当する場合を除き、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の技術者をいいます。



1.1 配置技術者の資格要件について

【配置技術者に求められる資格要件】

許可業種	指定建設業（7業種）			その他（22業種）		
	土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気及び造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設及び解体工事業		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計	4,500万円以上※1	4,500万円未満※1	4,500万円以上※1は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
現場における技術者	配置する技術者	主任技術者		主任技術者		
	資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者※2 ③一級技士補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験 ③実務経験（10年以上）	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験 ③一級技士補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験 ③実務経験（10年以上）	
	専任要件	公共性のある施設等に関する重要な工事であって、1件の請負代金額が4,000万円※3以上の工事				
	監理技術者資格者証及び講習の必要性	現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	—		現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	—

※1 建築一式工事：7,000万円

※2 土木、建築、管、鋼構造物、舗装工事業においては、昭和63年の改正建設業法により、監理技術者は国家資格を有する者に限られることとなり、そのための経過措置として、特別認定が2年間のみ行われた。同じく、電気・造園工事業においても平成6年の業法施行令の改正により、指定建設業に追加されたため、2年間のみ特別認定が行われた。

※3 建築一式工事：8,000万円

### 1 1 - 1 専門技術者の設置

土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工する場合で、その一式工事の中に他の専門工事も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（⇒専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

（建設業法第 26 条の 2 第 1 項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、次の①～③いずれかを選ばなければなりません。

- ① 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。
- ② 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請する。

なお、専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（特定専門工事）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除されます。

（建設業法第 26 条の 3）特定専門工事の対象となる建設工事は、下請代金の合計額が 4,000 万円未満の鉄筋工事及び大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事です。（建設業法施行令第 30 条）

### 1 2 留意事項

施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図・作業員名簿（以下、「各様式」という。）は法令で定められている様式はないことから、各様式は任意とします。法令上、記載しなければならない事項が網羅されていれば、各様式はどういった形であっても建設業法上、問題ありません。建設キャリアアップシステム（CCUS）から出力される様式も使用できます。

建設業者以外の者で、建設工事の完成を請負っていない資材業者・警備業者等については記載の義務はなく、また、各様式への押印も必要ありません。ただし、札幌市では警備業者の一次下請の場合のみ施工体制台帳の作成範囲に含むこととしておりますので、ご協力をお願いします。

### 1.3 よくある質問

Q 1 「元請け」が技術者の従事のみの場合、「元請け」の「作業員名簿」は作成しなければならないのか。

A 1 「元請け」が技術者の従事のみの場合でも、「元請け」の「作業員名簿」の作成をお願いします。（建設業法に定められていないため独自の取り扱いです）

Q 2 発注者（札幌市）から「作業員名簿」の個人情報を黒塗りして提出するよう指示されたが、黒塗りしなければならないのか。

A 2 黒塗りする必要はありませんので、そのまま提出してください。

Q 3 「元請け」が「共同企業体」のとき、「施工体制台帳（任意様式1）」は各々の企業分を作成する必要があるのか。

A 3 「元請け」が「共同企業体」のときは、その企業体の企業数に応じた「施工体制台帳（任意様式1）」を作成してください。「施工体制台帳（任意様式1）」は任意様式ですので、数社分を1枚に収める独自の様式で作成していただくことも可能です。

Q 4 「作業員名簿」に免許を記載することになっているが、「普通自動車免許」は記載したほうがいいのか。

A 4 建設工事に係る技術・技能に関する資格・免許の記載になりますので、「普通自動車免許」は記載しなくてかまいません。

Q 5 建設業法や施工体制台帳について、詳しく記載されているものはないか。

A 5 「国土交通省関東地方整備局」の「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」や「国土交通省近畿地方整備局」の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」などが詳しく記載されていて、この作成のポイントの参考としました。

関東地方整備局 <https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000006.html>

近畿地方整備局 <https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/index.html>

# 1.4 施工体制台帳作成例 【任意様式1】

## 施工体制台帳（作成例）

年 月 日

作成建設業者の名称とこの工事を担当する事業所名を記入	[会社名・事業者ID] 元請建設株式会社 11111111111	[事業所名・現場ID] □□事業所 222222		施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入		
作成建設業者が受けている許可を全て記入（業種は略称でも可）	建設業の可 建設業の可	許可業種 土、建、電、管、鋼、ほ、しゅ 通	工事業 工事業	許可番号 第12312312号 第32132132号	許可（更新）年月日 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日	
作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容を記入	工、事、名、称、及、工、事、内、容 〇〇線道路改良工事 土工1000m <sup>3</sup> 舗装工1500m <sup>2</sup> 区画線一式					
作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期・契約日を記入	発注者及び住	〇〇局〇〇部〇〇〇〇課 〒000-0000 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号				
発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入	工 期	自 令和〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇年 〇〇月 〇〇日	契 約 日	令和〇年 〇〇月 〇〇日		
一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入	契 約 所	区 分 元請契約 下請契約	名 称 本社 〇〇支店	住 所 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号 札幌市〇区〇〇丁目〇番〇号		
発注者が置いた監督員の指名を記入※	健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外		
一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入※	事業所整理記号等	区分 元請契約 下請契約	営業所の名称 本社 〇〇支店	健康保険 XXXX	厚生年金保険 XXXXXXX	雇用保険 XX-XXXXX-X YY-YYYYY-Y
作成建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入※	発注者の監督員名	工事 好郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		
作成建設業者が置いた主任又は監理技術者の氏名を記入	監督員名	元請 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		
作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名を記入※	現場代理人名	元請 次郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		
作成建設業者が置いた専門技術者の氏名・資格・工事内容を記入※	監理技術者名 主任技術者名 監理技術者補佐名	専任 非専任	元請 三郎	資格内容	一級土木施工管理技士	
	専門技術者名	元請 四郎	専門技術者名	元請 五子		
	資格内容	実務経験（10年）	資格内容	実務経験（指定学科3年）		
	担当工事内容	土工・とび・コンクリート工事	担当工事内容	電気設備工事		
	一号特定技能外国人の従事状況（有無）	① 有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	② 有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	
					③ 有 無	

主任又は監理技術者の資格を具体的に記入

監理技術者補佐の資格を具体的に記入

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

①一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者）、②外国人建設就労者（同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの）、③外国人技能実習生（同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者）

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 注意事項
- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  - は、建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
  - 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

【任意様式2】

《下請負人に関する事項》

下請負人の名称及び所在地を記入	会社名・事業者ID	一次下組株式会社 1111112222	代表者名	下請 太郎	
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入	住所	〒000-0000 札幌市□□区□□条□□丁目○番○号			
下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入	工事名称及び工事内容	〇〇線道路改良工事 舗装工1,500㎡	工期	自 令和〇年 △月 △日 至 令和〇年 ◇月 ◇日	
下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入	建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入	健康保険等の加入状況	舗装	工事業 大臣(特定)知事 一般	第00000000号	令和〇年 □月 △日
			工事業 大臣(特定)知事 一般	第 号	年 月 日
下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
下請負人が置いた主任技術者の氏名、資格を記入	現場代理人名	健康保険	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
		事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)	下請 次郎	◆◆営業所	ZZZZ	ZZZZZZZ	ZZ-ZZZZZ-Z
下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)	下請 次郎	下請 次郎	安全衛生責任者名	下請 四郎	
下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	下請 五郎	
	主任技術者名	専任 下請 三郎 非専任	雇用管理責任者名	下請 五郎	
	資格内容	2級土木施工管理技士	専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		
	一号特定技能外国人の従事状況(有無)	① 有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	② 有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)
					③ 有 無

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

① 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和三十二年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。))を決定された者)、② 外国人建設就労者(同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの)、③ 外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

【任意様式3】

# 作業員名簿

(令和〇年△△月▲▲日作成)

作成建設業者の名称を記入

作業員名簿を作成又は  
変更した年月日を記入

事業所の名称 作業員建設株式会社  
・現場ID 123123123  
所長名 作業 員一郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

施工現場の所長名を記入

建設工事に従事する者の記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁を記入

一次会社名  
・事業者ID

建設工事に従事する者の氏名・ふりがなを記入

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の生年月日・年齢を記入

建設工事に従事する者が加入している保険（健康・年金・雇用）を記入

共済制度（建退共・中退共）の加入の有無を記入

番号	ふりがな		職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度		
	氏名				年齢	年金保険		雇用保険	中小企業退職金 共済制度
	技能者ID					健康保険組合			
1	さぎょう いんたろう		土木	現 主 安	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有		
	作業 員太郎				〇〇歳	厚生年金	3333	無	
	321321321321					雇用保険			
2	さぎょう いんじろう		建築	職	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有		
	作業 員次郎				〇〇歳	厚生年金	3333	無	
	777878987321					雇用保険			
3	さぎょう いんざぶろう		配管	現 主 安	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有		
	作業 員三郎				〇〇歳	受給者	3333	無	
	567123498799					雇用保険			
					年月日				
					歳				
					年月日				
					歳				
					年月日				
					歳				

○注意事項  
 1. 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。  
 2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。  
 3. 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 ( (注) 2.) (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
- (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
- (習) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

【任意様式3】

名簿

▲▲日作成)

元請 確認欄					
作業員名簿を提出した年月 日を記入		提出日 令和○年△△月▲▲日			
一次会社名 ・事業者ID	建設工事に従事する者が受 けている技能講習を記入		(次)会社名 ・事業者ID		
建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日	
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
有	職長・安全衛生責任者		一級土木施工管理技士	△△年△△月△△日 ←	
無				△△年△△月△△日 ←	
有			一級建築施工管理技士	△△年△△月△△日	
無				△△年△△月△△日	
有		玉掛け		△△年△△月△△日	
無				△△年△△月△△日	
共済制度（建退 共・中退共）の加 入の有無を記入	建設工事に従事する者が 受けている教育（雇入・ 職長・特別）を記入	建設工事に従事 する者が取得してい る資格を記入		年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
<p>○注意事項</p> <p>1. 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。</p> <p>2. <input type="text"/> は、建設業法で定められた記載事項です。</p> <p>3. 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。</p>					

現場入場及び  
受入教育を  
実施した年月日  
を記入

業務・再発防止教育

現場においても  
なければならない。

- (注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

【任意様式4】

再下請負通知書（作成例）

令和〇年〇月〇日

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

【報告下請負業者】

住所 〒000-0000 札幌市〇区〇条〇丁目  
Tel 011-000-0000  
Fax 011-111-1111  
会社名・事業者ID 二次下興業株式会社 0101010101  
代表者名 再下 太郎

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の名称を記入  
直近上位注文者名 一次下組株式会社

再下請負通知人の名称及び所在地を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の名称を記入  
元請名称・事業者ID 元請建設株式会社 111111111111

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入  
《自社に関する事項》  
工事名称及び工事内容 ○〇線道路改良工事  
集水桝設置20基

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入  
工期 自 令和〇年 〇月 〇日 注文者との契約日 令和×年 ×月 ×日  
至 令和〇年 〇月 〇日

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入  
建設業の許可  
施工に必要な許可業種 土 工事業 大臣知事 特定一般 許可番号 第 00100号 許可(更新)年月日 令和〇年 〇月 〇日  
工事業 大臣知事 特定一般 第 号 年 月 日

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※)  
健康保険等の加入状況  
健康保険 加入 未加入 適用除外  
厚生年金保険 加入 未加入 適用除外  
雇用保険 加入 未加入 適用除外  
事業所整理記号等 ◆◆営業所 ZZZZ ZZZZZZZZ ZZ-ZZZZZ-Z

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)  
監督員名 再下 三郎  
権限及び意見申出方法  
安全衛生責任者名 再下 三郎  
安全衛生推進者名 再下 四子

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)  
現場代理人名 再下 次郎  
権限及び意見申出方法 基本契約約款記載のとおり  
主任技術者名 専任 再下 次郎  
非専任  
雇用管理責任者名 再下 五郎  
専門技術者名  
資格内容  
専任 再下 次郎  
非専任  
主任技術者の資格を具体的に記入  
資格内容 二級土木施工管理技士

主任技術者の資格を具体的に記入  
資格内容 二級土木施工管理技士

一号特定技能外国人の従事状況(有無) ① 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) ② 有 無 外国人技能実習生の従事状況(有無) ③ 有 無

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負通知人が置いた  
・安全衛生責任者  
・安全衛生推進者  
・雇用管理責任者  
・専門技術者を記入(※)

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。  
①一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者）、②外国人建設就労者（同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの）、③外国人技能実習生（同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者）

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 注意事項
- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  - は、建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
  - 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。



【任意様式5】

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入	再下請負人の名称及び所在地を記入	再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入	再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入
《再下請負関係》			
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。			
会社名・事業者ID	三次下工業株式会社 198765432	代表者名	専門 太郎
住所 電話番号	〒000-0000 札幌市〇〇区〇〇〇番地 011-000-0000		
工事名称及び工事内容	〇〇線道路改良工事 集水管敷設		
工期	自 令和〇年 〇月 〇日 至 令和〇年 〇月 〇日	契約日	令和〇年 ×月 ××日
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と 工事業 大臣 特定 知事 一般	第 989706号	令和〇年 ×月 ◇日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入の有無	加入の有無	加入の有無
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	◆◆営業所	ZZZZ	ZZZZZZZ
			ZZ-ZZZZZ-Z
現場代理人名	専門 次郎	安全衛生責任者名	専門 三子
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	専門 四郎
主任技術者名	専任 専門 次郎 非専任	雇用管理責任者名	専門 五郎
資格内容	実務経験 (10年)	専門技術者名	
再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入	再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入	資格内容	
		担当工事内容	
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	① 有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	② 有 無
		外国人技能実習生の従事状況(有無)	③ 有 無
以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。 ①一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者)、②外国人建設就労者(同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの)、③外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)			
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む			
○注意事項			
1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。			
2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。			
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。			
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。			
5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。			

【任意様式6】

作成建設業者が発注者と締結した  
契約書に記載された工期を記入

期

発注者名	札幌市〇〇局〇〇部〇〇〇〇〇課
工事名称	〇〇線道路改良工事

工期	自 令和〇年 至 令和〇年
----	------------------

【一次下請】

一次下請を監督するために  
作成建設業者が置いた監督  
員の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた監理  
又は主任技術者の氏名を記  
入

作成建設業者が置いた監理  
技術者補佐の氏名を記入  
(※)

作成建設業者が置いた統括  
安全衛生責任者の氏名を記  
入(※)

元請名・事業者ID	元請建設株式会社 11111111111	作成特定建設業者の名称を記入
監督員名	元請 太郎	
監理技術者名 主任技術者名	元請 三郎	作成特定建設業者が置いた専門 技術者の氏名を記入(※)
監理技術者補佐名		
専門技術者名	元請 四郎	作成建設業者が置いた専門技術 者が担当する工事内容を具体的 に記入(※)
担当工事内容	土工・とび・コンクリート工事	
専門技術者名	元請 五子	
担当工事内容	電気設備工事	
元方安全衛生管理者	元請 六郎	
会長	統括安全衛生責任者 元請 三郎	
副会長	下請 太郎	

土工 舗装 区画線 工事	会社名・事業者ID	一次
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	(
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有
専門技術者		
担当工事内容		
工期	〇年〇月〇日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	-
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日	

工	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	-
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有
専門技術者		
担当工事		

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

【任意様式 6】

作成建設業者が発注者と締結した  
契約書に記載された工期を記入

施工体系図(作成例)

○注意事項

1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

工期	自	令和○年	○月	○日
	至	令和○年	○月	○日

【一次下請】

【二次下請】

【三次下請】

